



® 平成 29 年 9 月 7 日 (木)

No. 14524 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国2016年知財に関する重要判例③

自然人氏名を企業商号として使用した際の侵害問題についての研究 (1)

中国2016年知財に関する重要判例③

自然人氏名を企業商号として使用した際の 侵害問題についての研究

—北京慶豊包子舗と山東慶豊餐飲管理有限公司との間の
商標権侵害・不正競争紛争案件—

林達劉グループ¹

北京林達劉知識産権研究所 北京魏啓学法律事務所

著者: 魏 啓学 李 美燕

目次

はじめに

I 案件の概況

1. 基本情報
2. 案件の経緯

II 本案件の争点に対する判示

1. 一審争点及びその判示
2. 二審争点及びその判示
3. 再審争点及びその判示



特許業務法人

創成国際特許事務所

SATO & ASSOCIATES

会長弁理士 佐藤 辰彦*

所長弁理士 加賀谷 剛

福島所長弁理士 酒井 俊之

弁理士 松井 茂*

弁理士 岡崎 浩史

弁理士 吉田雅比呂

弁理士 中村 祥二*

弁理士 山崎 隆*

弁理士 千木良 崇

弁理士 白形由美子*

弁理士 西尾 啓

弁理士 塩田 国之*

弁理士 渡辺 暁*

弁理士 渡辺 良幸

弁理士 破魔 沙織

弁理士 船本 康伸*

弁理士 野崎 俊剛

弁理士 小森 岳史

弁理士 藤村 明彦

弁理士 宮尾 武幸

弁理士 堀 進*

弁理士 大橋 勇

*付記弁理士(特定侵害訴訟代理)

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目24番1号 西新宿三井ビル18階

TEL 03(5324)9810

FAX 03(5324)9820

URL: <http://www.sato-pat.co.jp>

E-mail: office@sato-pat.co.jp

- Ⅲ 自然人氏名を企業商号として使用した際の侵害問題についての研究
1. 氏名権と商標権との間の衝突問題
 2. 他人の商標を企業商号として使用した際の権利侵害の形式及び法律規定
 3. 氏名の合理的な使用に対する認定
おわりに

はじめに

本案件は、「2016年中国法院10大知識産権案件」から選定した事例である。最高裁判所は、本案件の判決において、公民は、合法的な氏名権を享有し、合理的に自己の氏名を使用することができると明確にしている。しかし、その氏名を商標又は企業商号として商業性のある使用をするときは、信義誠実の原則に違反してはならず、更に他人の権益を損害してはならないと判示した。本案件は、ビジネス事業の中で自然人の氏名を企業商号として使用した際の侵害問題の解決に対して指導性の意義を有する。

I 案件の概況

1. 基本情報

再審申立人（一審原告、二審上诉人）：北京慶豊包子舗（中国語表記：北京庆丰包子铺）

再審被申立人（一審被告、二審被上诉人）：山東慶豊餐飲管理有限公司（中国語表記：山东庆丰餐饮管理有限公司）

判決情報：

一審：山東省済南市中等裁判所（2013）済民三初字第716号民事判決

二審：山東省高等裁判所（2014）魯民三終字第43号民事判決

再審：最高裁判所（2016）最高法民再238号民事判決

2. 案件の経緯



係争登録商標1



LAO QING FENG

係争登録商標2

北京慶豊包子舗（以下「慶豊包子舗」という）の前身は、北京市西城区飲食公司宣内飲食基層店——慶豊包子舗であり、2007年7月24日付で関係部門の許可を経て、その名称を北京慶豊包子舗に変更した。北京華天飲食集团公司は、慶豊包子舗の企業管理部門である。1998年1月28日、北京華天飲食集团公司は、関係部門の許可を経て商標「慶豊」を登録し、その商標登録証番号は第1171838号であり、指定役務は第42類（現在の第43類）のレストラン、一時レストラン、セルフサービスレストランとコーヒESHOP等である。2008年8月14日、上述の商標は、関係部門の許可を経て、登録人の名義を慶豊包子舗に変更し、その有効期間は、更新を経て2008年4月28日から2018年4月27日までになっていた。

2003年7月21日、北京市西城区慶豊包子舗は、許可を経て、商標「老庆丰+laolingfeng」を登録し、その商標登録証番号は第3201612号で、指定商品は第30類のインスタントラーメン、菓子、パン、餃子、大餅、饅頭、元宵団子、小豆あん、肉饅頭、パン入り肉スープである。2008年11月13日、上述の商標は、許可を経て、その登録人の名義を北京慶豊包子舗に変更し、その有効期間は、更新を経て2013年7月21日から2023年7月20日までになっていた。

山東慶豊餐飲管理有限公司の元名称は、済南慶豊餐飲管理有限公司であったが、2014年9月3日付で許可を経て、その名称を山東慶豊餐飲管理有限公司（以下「慶豊餐飲社」という）に変更した。済南慶豊餐飲管理有限公司は、2009年6月24日に許可を経て登録・設立され、その法定代表者は徐慶豊（中国語表記：徐庆丰）で、事業範囲は飲食管理及びコンサルティングであった。慶豊餐飲社は、自社の公式サイトに「走進庆丰」、「庆丰文化」、「庆丰精彩」、「庆丰新聞」等のコラムを設置し、2009年7月15日から2012年8月26日までの間、更に吉利餐厅等を含む8社の企業内食堂を増設した。2010年6月4日、済南吉利汽車（自動車）有限公司の食堂が開業し、慶豊